

マイナンバー制度説明会

～「マイナンバー制度」と「マイナンバーガイドライン（事業者編）」の概要について～

社会保障・税一体改革や電子行政の基盤となるマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の導入が近づいています。2015年10月には、マイナンバーが市区町村から全国民に通知され、2016年1月から、国や地方公共団体などにおいて、社会保障・税・災害対策の分野で利用されます。

企業においては、所得税の源泉徴収、住民税の特別徴収、社会保険料の支払い・事務手続きなどでマイナンバーの取扱いが必要となります。対処方針の検討や社内規定の見直し、システムの改修、安全管理措置の整備等、マイナンバー制度への円滑な対応に向けた準備にあたっては、特定個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」（マイナンバーガイドライン）に準拠する必要があります。

そこで今般は、内閣官房社会保障改革担当室より「マイナンバー制度の概要」と、特定個人情報保護委員会事務局より「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」の概要について詳しく解説をいただきます。

日時 平成27年3月9日(月) 14:30～16:30 (受付開始 14:00～)

場所 産業貿易センタービル7階 大会議室 (定員90名)
横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル7F

講師 内閣官房 社会保障改革担当室 担当官
特定個人情報保護委員会 事務局 総務課 担当官

参加費 協会会員 : ¥3,000-
非会員 : ¥5,000-
※テキスト代・消費税込み

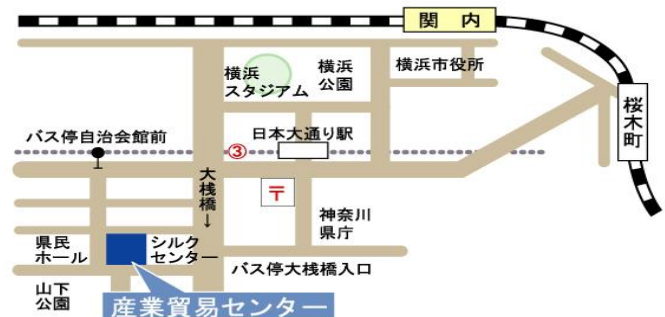
講義内容 (予定概要)

1. マイナンバー制度の概要について
2. マイナンバーガイドライン入門
「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」の概要について
3. その他、質疑応答

以下の研究会員の方（登録者のみ）は、
1,000円割引させていただきます。

- ①労働法研究会員 ②労使関係研究会員 ③人事制度研究会員

会場案内



- 【申込方法】 下記枠内にご記入の上、FAXにてお申し込み下さい。
【定員】 90名。定員になり次第締め切らせていただきます。
【注意事項】 締め切り後のキャンセルはキャンセル料（全額）を申し受けますので予めご了承下さい。

JR、市営地下鉄関内駅下車、徒歩15分
みなとみらい線「日本大通り駅」3番出口下車、徒歩5分

(一社)神奈川県経営者協会 〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル7F
TEL 045-671-7060, FAX 045-671-7087 担当: 深澤 <http://www.kana-keikyo.jp>

申込FAX送信先: 045-671-7087

平成27年 月 日

×切: 3月5日(木)

労働関係講座 (3/9) 参加申込書

hp

会社名		事業所		該当研究会名もしくはいずれかに○印 ()研究会員・会員・非会員
住所		TEL		FAX
〒				
申込者氏名	申込者所属役職	申込者E-mail		
参加者氏名	参加者ふりがな	参加者所属	参加者役職	

上記の通り 名参加。参加費合計 円は イ)銀行振込、ロ)郵便振替、ハ)当日持参 いたします。

【お振込先】 銀行振込(横浜銀行本店当座0003333)、郵便振替(00210-7-2389)